

株式会社DHCに対する、スキンケア化粧品一部製品の製造、販売等の差し止めを求める仮処分命令の申立について

平成 26 年 9 月 2 2 日

富士フイルム株式会社（社長：中嶋 成博）は、株式会社ディーエイチシー（以下、DHC 社）に対し、同社が製造販売しているスキンケア化粧品「アスタキサンチンシリーズ」の一部が、富士フイルムの所有する「アスタキサンチンに関する特許権を侵害していること」を理由に、平成 26 年 9 月 19 日付で東京地方裁判所において、同製品の製造、販売などを差し止める仮処分命令の申立を行いました。

今回の申立において、当社が DHC 社による侵害を主張している当社特許は、「アスタキサンチンを含む分散組成物及びスキンケア用化粧料に関する特許」です。抗酸化成分アスタキサンチンは、自然界に広く分布している天然由来の成分で、カロテノイドの一種です。強い抗酸化力を持ちますが、不安定で扱いづらく、従来の技術では安定的に化粧品に配合することが難しいという課題がありました。当社は、同課題に対して研究開発に取り組み、先進・独自の技術によって、同成分の化粧品への安定配合に成功しました。当社の当該特許は、この課題解決に大きく寄与するものです。

当社は、アスタキサンチンを安定配合したスキンケア化粧品「アスタリフトシリーズ」を 2007 年に発売。お客様から高い評価を得て、多くの方にご愛用いただいています。

1. 対象製品

- (1) 「DHC アスタキサンチン ジェル」
- (2) 「DHC アスタキサンチン ローション」

2. 対象特許

特許対象番号：特許第 5046756 号

発明の名称：分散組成物及びスキンケア用化粧料並びに分散組成物の製造方法

本件に関するお問い合わせは、下記をお願いいたします。

<報道関係>

富士フイルム株式会社 コーポレートコミュニケーション部

TEL 03-6271-2000